2026 年 7 月

住居確保給付金について　【よくある問い合わせ】

Q1　相談から支給までの流れを教えてほしい。

A1　1. 福祉総合相談室よりそいに相談する。
2. 申請書類を福祉総合相談室よりそいに提出する。
3. 福井市役所で審査される。
4. 支給決定等の通知が福祉総合相談室よりそいに届く。
5. 支給決定された場合、給付金の支給が開始される。
（家主、管理会社等の口座に直接振り込まれます）

Q2　給付金の支給までどれくらいの期間がかかりますか。

A2　申請書と必要な書類をすべて提出していただいてから、4 週間程度の期間がかかる場合があります。

Q3　支給された家賃では足りませんがどうすれば？

A3　収入や世帯人数で支給額が決まります。差額につきましてはご世帯でご負担ください。

Q4　不動産業者とのやりとりを市役所でやってほしいのですが？

A4　入金日や入金口座、差額の支払い等、不動産業者とのやり取りについては、福祉総合相談室よりそいや市役所では行いません。

Q5　賃貸契約書の借主（名義人）が申請者以外の者になっているが，支給対象になりますか。

A5　賃貸借契約書の 借主（名義人）が，本人又は同居している世帯員になっていることが必要 です。それ以外の場合は支給対象になりません。
また，同居している世帯員が契約名義人になっている場合は、契約書に居住者として申請者名が記載されていることが必要 です

Q6　支給を決定する際の「収入」とは何を指しますか？

A6　1. 雇用保険の失業手当や、公的年金等の定期的に支給されるものは，支給額を決定する際の「収入」となります。臨時的な給付金等は「収入」となりません。
2. 親族等からの継続的な仕送りは「収入」となります。
3. 給与収入は，総支給額から交通費支給額を差し引いた後の金額が，「収入」となります。
4. 自営業による収入は，経費を差し引いた後の金額が，「収入」となります。

Q7　資産とは何を指しますか？

A7　世帯全員の「預貯金・債権・株式・投資信託・暗号資産等及び現金」の合計額になります。

Q8　家賃はいつまでもらえますか?

A8　原則 3 か月ですが、延長は 2 回（9 か月）まで可能です。ただし、給与や事業所得が収入要件を超えた月からは家賃の支給ができなくなります。また毎月の就職活動や収入の報告がない場合等も支給できなくなります。